

大口町地域おでかけ支援事業（おでかけサポートカー）について

1. 事業の目的

高齢の方や移動に不安のある方が、安心して外出できる環境をつくることを目的とした、地域による送迎支援事業です。

コミュニティバスでは対応が難しい、自宅から目的地までの移動を支援します。

2. 対象者

大口町にお住まいで、外出に不安のある方

（※乗降に介助が必要な場合は、介助者の同乗が必要）

3. 運行概要

- ・ 運行日 : 平日 9 時～16 時
- ・ 利用料金 : 無料
- ・ 利用方法 : 事前予約制
- ・ 運行範囲 : 概ね 10km 以内（病院・買い物・公共施設など）
- ・ 車両 : 町の公用車を利用（安全面・保険対応含め町で管理）
- ・ ドライバー : 町に登録されたボランティアドライバー
- ・ 運行管理 : 地域団体（南地域自治組織事務局）へ協働委託

4. 利用の流れ

①利用者登録 ➡ ②利用予約（前日まで） ➡ ③自宅等から目的地まで送迎

5. 利用実績（令和 8 年 2 月末時点）

- ・ 利用登録者数 : 約 79 名
- ・ 月間運行回数 : 約 120 回

主な利用目的 : 通院、買い物、公共施設利用 など

6. 位置づけ（公共交通との関係）

区分	主な特徴
コミュニティバス	定時・定路線で多くの人を輸送
おでかけサポートカー	予約制で個別送迎に対応

➡役割を分担し、移動手段を補完

7. 今後に向けて

- ・ 他地域への展開の検討
- ・ ドライバーの確保
- ・ 利用ニーズの把握・調整

※詳細は別添「利用マニュアル」をご参照ください。



大口町地域おでかけ支援事業

おでかけサポートカー 利用マニュアル



大口町地域協働部地域協働課

2025年10月1日

1 おでかけサポートカーとは？

- ・おでかけサポートカーは、大口町が行う「地域おでかけ支援事業」の車です。高齢の方や移動に不安のある方が、安心して外出できるように、ボランティアドライバーが送迎を行います。
- ・利用料金は無料です。
- ・サポートカーの運行は、まず南地域から始まります。（R7.10.1 開始予定）南地域は、これまでの試行運行で実績があり、ボランティアドライバーも確保されているため、先行してスタートします。

2 利用できる方

○大口町に住んでいて、外出に不安のある方

- ・ただし、次の場合は利用できません
 - ア 車への乗り降りに介助が必要な方
（家族など介助者の同乗があれば利用可能です）
 - イ 外出先でのお金の管理が自分でできない方

3 運行内容

おでかけサポートカーは次のとおり運行します。

運行日	平日の午前9時～午後4時 （土日祝日、12月28日～1月4日はお休み）
利用料金	無料
行ける範囲	町内や近隣の病院・役所・銀行・買い物など、乗車場所からおおむね10km以内 ○概ね10km圏内で行ける代表的な病院は？ <ul style="list-style-type: none">・大口町役場から 江南厚生病院まで おおむね6km小牧市民病院まで おおむね7km犬山中央病院まで おおむね6km

4 利用できる外出の例

おでかけサポートカーは、町の予算（みなさんの税金）で運行しています。

そのため「みなさんの生活に本当に必要かどうか」を考えて利用できる外出をきめています。

◎ 利用できる外出	× 利用できない外出
○病院や薬局への通院・薬の受け取り	×通勤や営業などお金を得るための外出
○役場や銀行での手続き	
○食料品や生活必需品の買い物	×宗教活動や政治活動、公序良俗に反する活動
○サロンや趣味の集まり、図書館、公民館など	
○町内のイベントや祭りへの参加	

5 ボランティアドライバーについて

おでかけサポートカーを運転するのは、町に登録されたボランティアドライバーです。

- ・ドライバーは介護の専門資格は持っていません。
そのため、体に触れての介助や金銭の扱いはできません。
施設入口の案内や荷物を持つなど、簡単なお手伝いはできます。

6 利用者登録

おでかけサポートカーを利用するには、事前の登録が必要です。

- 1 登録申請書に記入し、南地域自治組織事務所へ提出してください。
- 2 登録が完了すると「利用者証」が交付されます。利用の際には必ず提示してください。
- 3 登録内容に変更があった場合は、必ず届け出てください。

7 利用予約

利用は **完全予約制** です。

○予約受付：利用したい月の3か月前の1日から、利用日の前日まで

例) 2月10日に利用したい場合 → 11月1日から予約できます。

○受付窓口：南地域自治組織事務所

電話番号 0587-75-1731

○受付時間：月～木 9:00～12:00、13:00～15:00

金 9:00～12:00

(祝日・年末年始を除く)

※事務所が臨時でお休みする場合がありますので、ご利用の際はできるだけ早めにご予約ください。

8 利用の流れ

- 1 予約する 電話または窓口で南地域自治組織に予約します。
- 2 配車の調整 南地域自治組織が車とドライバーを調整します。
※利用できる場合は、後日利用者へ連絡があります。
- 3 当日 利用者証を持って、おでかけサポートカーに乗ります。
- 4 送迎 ドライバーが自宅等から外出先まで送迎します。

【ご注意ください】

- ・帰りもサポートカーを使いたい場合は、予約のときに必ず伝えてください。
- ・予約が重なっていたり、車やドライバーが確保できない場合は、ご利用できないことがあります。

9 安全と保険

おでかけサポートカーの運行中に事故があった場合は、町が加入している保険の範囲で対応します。

ただし、保険でカバーできる範囲を超えての補償はできません。

また、ドライバーに責任がない事故については、責任を問わないことを利用登録のときに了承していただきます。

10 緊急時の対応

事故や車の故障があった場合は、ドライバーが警察や救急へ連絡します。

また、町や地域から予約者へ連絡し、必要に応じて運行を中止することがあります。

11 個人情報について

- 1 利用者の名前や住所などの個人情報は、おでかけサポートカーの運行に必要な範囲でのみ使用します。知り得た情報を外部に漏らすことはありません。
- 2 おでかけサポートカーにはドライブレコーダーがついています。記録された映像や音声は、事故やトラブルがあったときの確認や、安全のために使います。確認できるのは町の担当部署だけです。警察や保険会社など、事故処理などに必要な場合をのぞいて、外に出すことはありません。

12 お願い

- 1 利用者証は必ずお持ちください。
- 2 ドライバーは介助や金銭の取り扱いはできません。必要な場合は家族などに同乗していただいでください。
- 3 おでかけサポートカーは皆さんの支え合いで成り立っています。ルールを守って気持ちよくご利用ください。

大口町地域おでかけ支援事業
おでかけサポートカー 利用マニュアル

利用登録・利用予約など

利用に関するお問い合わせはこちら

0587-75-1731

(南地域自治組織事務所)

< 利用に関すること以外の問い合わせ先 >
大口町役場 地域協働部 地域協働課

〒480-0144

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地

電話：0587-95-1691

メール：chiiki@town.oguchi.lg.jp